

## 入間市庁舎等整備に伴う公共空間の価値向上に関する官民連携調査 業務委託 仕様書（案）

### 第1章 総則

#### （適用）

本仕様書は、入間市（以下「甲」という。）が委託する「入間市庁舎等整備に伴う公共空間の価値向上に関する官民連携調査業務委託」契約に適用し、受託者（以下「乙」という。）は、契約書及び本仕様書に沿って委託業務を実施する。

#### （業務の目的）

本市では、老朽化が進む公共施設を計画的に維持管理していくために公共施設マネジメントに取り組んでいる。同時に公共施設の耐震化にも取り組み、平成27年度には小中学校の校舎及び屋内運動場の耐震化が完了した。それ以外の施設についても概ね耐震化が完了し、残すところは、市役所（A・B棟）と市民会館の2施設となっている。

これらの施設は、いずれも旧耐震基準で建てられ耐震性能が不足しているが、これまで、整備手法や費用などについて、市民参加型で慎重に検討を進めてきた結果、市役所については建替え、市民会館については耐震改修を行うという方針を平成31年3月に「入間市役所等整備計画」としてまとめた。

本業務は、今年度実施を予定していた市役所整備におけるPFI導入可能性調査を行うにあたり、市役所と隣接する市民会館や運動公園の今後のあり方も同時に検討し、その整備・運営に民間活力の導入を検討できないかというところから発案した事業である。

#### （疑義）

乙は、契約条項に記載のない事項、もしくは疑義が生じた場合は、速やかに甲と協議の上、甲の指示に従う。

#### （協議報告）

乙は、委託業務の実施にあたり、常に甲と連絡をとり、作業場の打合せ事項については、協議書または打合せ記録を作成するとともに、甲の作業の進捗状況を報告する。

#### （貸与資料）

甲は、委託業務の実施に必要な甲が所有している資料を、乙の請求により貸与する。

1. 甲は、業務の履行に当たり、保有する資料（対象の公的不動産の図面など）の提供を必要に応じて行う。
2. 乙は、業務の遂行に当たり、甲が貸与する資料等を、乙の責任において管理し、その取扱いは十分注意するものとする。また、業務終了後は速やかに返却するものとする。

とする。

(業務責任者)

1. 乙は、委託業務を実施する業務責任者を定め、甲に届け出る。業務責任者を変更する時は、事前に甲と協議の上、甲に届け出る。
2. 業務責任者は、委託業務の全般にわたる業務管理を行う。
3. 業務責任者は、技術上の管理を行うために必要な能力と技術を有する者でなければならない。

(作業計画)

1. 乙は、契約後速やかに甲と作業内容や方法等について協議し、作業計画書を作成して甲の承認を得なければならない。
2. 作業計画書には、業務実施方針、業務内容、工程表及び担当技術者、その他必要事項を記載する。

(成果品の帰属等)

1. 委託業務の実施にあたって作成した調査・検討資料、成果品及び収集した情報は、全て甲に帰属し、乙は甲の承認を得ることなく、他に公表・貸与してはならない。
2. 甲は、契約書に定められた履行期限前であっても、必要に応じて完成している成果品の提出を求めることができる。
3. 乙は、契約期間の満了後であっても、納入した成果品に遺漏等が発見された場合は、すべて乙の責任において速やかに訂正を行う。
4. 業務完了後、乙の責に帰すべき事由による成果品の不良箇所が発見された場合は、乙は速やかに甲が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は乙の負担とする。

(秘密の保持・情報の管理)

乙は、入間市個人情報保護条例（平成 18 年 9 月 29 日条例第 39 号）及び入間市情報セキュリティポリシーを遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密及び情報の管理を適正に行わなければならない。また、業務終了後も同様とする。

(事故発生による損害)

乙は、情報の紛失もしくは盗難等の事故により、甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償する。ただし、その損害のうち、甲の責に帰すべき自由により生じたものについては、この限りではない。

(再委託)

1. 乙は、委託業務の処理を第三者に委託または請け負わせてはならない。ただし、簡易な業務であらかじめ甲の承諾を得たものについては、この限りではない。
2. 乙は、再委託をするにあたっては、再委託先に対し業務の実施について、適切な指導及び管理を実施しなければならない。

(情報管理方法の指定)

乙は、データの取扱いにあたっては、データ保護管理規定を指定し、規定に基づいて適正にデータ管理を行い、個人情報滅失、き損等の事故を防止しなければならない。

## 第2章 業務内容

(業務内容)

本業務の遂行にあたっては、国土交通省の令和元年度先導的官民連携支援事業の申請内容を踏まえるものとする。

1. 前提条件の整理

本市を取り巻く環境、関連法制度、関係する国内外の先進事例等について調査し、本調査を実施するための前提条件を整理すること。

2. 事業スキーム等の検討

本事業の計画段階から民間事業者が官民連携手法に基づくまちづくりとして参画することを想定し、民間事業者の役割、業務範囲等について検討するとともに、本事業者の整備、運営業務に係る事業スキームについて検討を行うこと。

3. 民間事業者へのサウンディング調査の実施

本事業者への参画が想定される事業者に対し、サウンディング調査を実施する。サウンディング調査は10社程度に対して実施すること。

4. 官民連携手法に基づくまちづくりのあり方の検討

民間事業者へのサウンディング調査結果を踏まえて、官民連携手法に基づくまちづくりのあり方について検討を行うこと。

5. 事業スキームの定性評価の実施

民間事業者へのサウンディング調査結果やまちづくりのあり方の検討結果を踏まえて、事業スキームの定性評価を実施し、定量評価を実施する事業スキームを絞り込むこと。

6. 概算事業費の算定及び VFM の算定

5. で絞り込まれた事業スキームについて、概算事業費を算定するとともに VFM を算定することで、定量評価を実施すること。

7. 事業スキームに関する総合評価の実施

以上の結果を踏まえて、事業スキームに関する総合評価を実施し、本事業に最適な事業スキームについて検討を行うこと。

8. 選定された事業スキームに関する事業条件等の検討

7. で検討した最適な事業スキームについて、事業者の公募・選定に向けた事業条件について検討を行うこと。

### 第3章 成果品

(成果品)

1. 本業務委託において作成する書類については、次のとおりとし、詳細については契約時に甲との協議の上決定するものとする。

1	調査業務委託報告書（概要版）	A4 版 20 部
2	調査業務委託報告書	A4 版 10 部
3	協議書または打合せ記録	1 式
4	その他各種検討資料 各種データ（図面データを含む）など	1 式
5	1～4 までの原稿及び電子データ	1 式

2. 成果品及び業務の履行のために必要な書類は、カラーで作成するとともに、濃淡の調整やハッチング等を用いるなど、白黒で複写した場合にも分かりやすい表現となるよう留意するものとする。

3. 作成した資料においては、引用元や出典を明記し、業務報告書やそのバックデータについては、計算過程も明記するものとする。

(中間報告)

乙は、契約期間内に甲へ少なくとも一度、業務の中間報告を行わなければならない。

(履行の報告)

1. 乙は、契約期間内に成果品の甲への納入をもって委託業務を完了し、検査を請求しなければならない。

2. 遅くとも業務完了の14日前を目途に、乙における照査を経た業務履行報告書等の案については、甲の確認を得るものとする。
3. 業務完了時には、成果品の確認を受けるものとする。これに当たっては原則として乙の業務における責任者が立ち会うものとする。なお、訂正等が必要な箇所が確認された場合は、乙は、直ちに訂正等を行った上で、再度、確認を受けるものとする。

#### (検査)

甲は、乙の請求に基づき成果品の検査を行う。検査に合格した後、一括して契約金額を支払うものとする。

#### (コンピュータウイルス対策)

業務において送信する電子メール、電子メールに添付する電子ファイル及び成果品については、コンピュータウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施するものとする。

#### (作成時の留意事項)

本業務は国土交通省総合政策局所管の先導的官民連携支援事業(第2次)に選定されていることから、乙は当該事業の募集要領や補助金交付要綱を遵守し、業務に当たるものとする。また、調査結果の報告書は、当該事業の募集要領に従い、掲示されている報告書フォーマットの記載事項に留意の上、作成するものとする。なお、業務の実施や報告書の作成等に当たり、国土交通省からの情報提供や調整等の依頼があった場合は、これに協力するものとする。

### 第4章 契約期間

#### (契約期間)

この契約期間は契約締結の日から、令和2年3月9日(月)までとする。

### 第5章 その他

本仕様書に定めのない事項については、甲と乙が協議により決定する。

以上